

(新) 指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業  
31百万円(0百万円)

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿健康被害救済制度では、石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚といった非腫瘍性石綿関連疾患（以下、「石綿肺等」という。）については、法の附帯決議や中環審答申において、その取扱いを検討することとされ、また、救済法施行後5年以内とされている制度見直しの際に、指定疾病についても再検討される。さらに、平成20年6月に成立した改正救済法の検討過程においても、早急な指定疾病の見直しの必要性について議論がなされ、その検討に必要な知見を緊急に収集する必要がある。

指定疾病の見直しに当たり、これまで職業性ばく露によつての発症しか知られていない石綿肺等について、当該疾病と診断された者の事例を収集し、過去の石綿ばく露状況及びそれに関する客観的資料、画像所見、病理所見、自覚症状及び他覚症状の程度、臨床経過や予後等の医学的情報及びそれらの相関について解析を行う。

また、健常被験者及び非腫瘍性石綿関連疾患罹患者に対して気管支鏡検査等を実施し、そこから得られた検体を用いて石綿小体等計測を行うことにより、石綿ばく露の客観的かつ非侵襲的な評価法の策定を目指す。

さらに、客観的な石綿ばく露評価に不可欠である石綿小体等計測技術の普及のための実務者講習会等を実施する。

2. 事業計画

区 分	21	22	23～ (*)
指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業	→	→	→

\* 平成22年度末までに行われる制度見直しを踏まえ、予算の見直しを実施。

3. 施策の効果

石綿肺等の医学的情報を収集・整理・解析し、中皮腫や肺がんと比較した際の重症度や石綿ばく露レベルの客観的評価方法など、指定疾病の見直しにあたっての課題の整理を行うことにより、実態に即した本制度の見直しに資する。

4. 備考

調査費 31百万円

(内訳) 指定疾病見直しのための事例等調査事業に係る費用

31百万円

# 指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業

(背景) 法の附帯決議、中環審答申(平成18年3月)  
「必要に応じて指定疾病を追加」

改正救済法(平成20年6月成立)の検討過程  
与党PT「石綿肺に関し、被害の実態や医学的知見に関する調査について早急に結論を得るよう努めるとともに、救済の在り方について検討を進めること」

